

2022

# 総務常任委員会記録

議会 閉会中

令和4年8月31日（水曜日） 開議  
令和4年8月31日（水曜日） 散会

西いぶり広域連合議会

## 総務常任委員会審査事項

令和4年8月31日(水)

室蘭市議会第1会議室

開議 午後 2時40分

散会 午後 3時09分

日程	番号	件名	結果
1	報告事項	広域連合の運営に関する事項 1 西胆振環境(株)の令和3年度営業概要について 2 指定管理者施設管理運営評価について 3 新中間処理施設建設工事に係るインフレスライドの適用について	

### ○出席委員(14名)

委員長 早川 昇 三

副委員長 森 太郎

委員 板垣 正人 五十嵐 篤 雄 真鍋 盛 男

石澤 清司 小川 晃 司 細川 昭 広

常磐井 茂 樹 千田 文 孝 天神林 美 彦

堀 博 志 辻 浦 義 浩 阿 部 正 明

○出席理事者

<西いぶり広域連合事務局>

安	田	事務局長
鈴	木	総務課長
松	下	総務課主幹
兼	成	総務課主幹

総 務 常 任 委 員 会 記 録

令和4年8月31日（水曜日）

午後 2時40分 開議

○早川委員長 ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

審査に入ります前に、去る4月1日付人事異動に伴い、議会事務局職員並びに理事者の異動がございましたので、まずは議会事務局職員の自己紹介をさせます。

○宮下書記 4月1日から異動してまいりました議事課議事係の宮下と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○早川委員長 続きまして、理事者から自己紹介を受けたいと思います。

○兼成総務課主幹 総務課主幹の兼成 昌宏でございます。よろしくお願いいたします。

○早川委員長 それでは、所管事項の審査を行います。

広域連合の運営に関する事項について理事者の報告を一括で求めます。

○安田事務局長 本日は、何かと御多忙のところ総務常任委員会を開催していただきまして誠にありがとうございます。

本日は、広域連合の運営に関する事項3件につきまして御報告させていただくものでございます。

報告事項の説明であります。1の西胆振環境株式会社の令和3年度営業概要及び3の新中間処理施設建設工事に係るインフレスライドの適用につきましては松下総務課主幹から、2の指定管理者施設管理運営評価につきましては兼成総務課主幹から御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

○松下総務課主幹 それでは、西胆振環境から当広域連合に報告のありました令和3年度の営業報告について、その概要を御説明いたします。

委員会報告事項資料1を御覧ください。まず、1の稼働状況でございます。（1）の令和3年度ごみ搬入量ですが、前年度比約1.7%減の4万4,231トン、計画ごみ量6万3,400トンに対して69.8%となっております。

次に、（2）の設備稼働状況ですが、前年度と比べて1系炉の稼働日数は7日減の244日、2系炉の稼働日数は5日増の242日となっており、定期点検時の停止は1系炉で7日増の121日、2系炉で2日増の123日、また定期点検以外の停止日数につきましてはゼロ日で、前年度比7日の減となっております。

次に、（3）の運転経費ですが、主に灯油の単価増で前年度に比べて3,182万4,000円、17.3%増の2億1,528万9,000円となっております。

次に、（4）の設備保守管理費ですが、令和3年8月1日より新たな契約となっており、こちらは旧施設運転保守管理業務委託における補填措置委託費に相当する分も含めたものとなっていることから、前年度に比べ1億9,793万2,000円、41%増の6億7,

865万7,000円となっております。

次に、（５）の老朽化対策経費ですが、令和6年9月まで施設の安定稼働を継続するため、故障などがごみ処理の停滞に直結する重要機器を対象に交換及び修繕を令和2年度～令和4年度の3年間で実施するもので、令和3年度につきましては2億8,000万5,000円となっております。

次に、2の営業状況でございます。（１）の営業収支につきましては、実績では7,066万4,000円の営業利益とこれに雑収入を加えた（２）の経常収支は7,422万8,000円で、これに法人税等の支払いを加えた総収支は5,105万円の当期純利益となり、当期末の繰越利益剰余金はマイナス4,721万4,000円となっております。

なお、旧施設運転保守管理業務委託の契約期間は、平成13年1月15日～令和3年7月31日となっていたため、令和3年4月1日～7月31日の補填措置分として6,471万3,000円を措置しております。

最後に、3の次年度以降の経営方針でございます。西胆振環境株式会社事業報告におきまして現施設の令和6年9月30日まで運転期間延長が決定しており、施設運転保守管理等業務委託契約書及び施設運転保守管理業務の契約に関する覚書の内容に基づき業務の確実な遂行に努める。安全を第一とし、安定運転の継続を最優先としながら、運営経費の徹底した自助努力による削減に努めるなど経営努力を続けることの方針が示されてございます。

参考資料といたしまして、西胆振環境から提出のありました事業報告及び計算書類などをお手元にお配りさせていただいておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

説明は以上でございます。

**○兼成総務課主幹** それでは、指定管理者施設運営評価について御説明いたします。

委員会報告事項資料2の指定管理施設管理運営評価について御説明いたします。初めに、本件につきましては、指定管理者選定委員会におきまして管理運営に関わる評価をいただいたところでございます。

委員会報告事項資料2に沿って簡単に要点を御説明いたします。1ページ目の下、4の利用実績から説明させていただきます。まず、令和3年度におきましてコロナウイルス感染症拡大防止のため、両施設とも5月16日～6月20日の36日間及び8月27日～9月30日の35日間、合計で71日間の臨時休業を行っております。利用実績といたしまして、前年比較としましてげんき館ペトトルは利用人数の計で4%、770人の減となりました。このうちプールは1,241人の減、体育館は280人の増、多目的室で191人の増となっております。リサイクルプラザは、利用者数の計で19%、359人の減となりました。このうち講座受講者は225人の減、見学者が134人の減となっております。いずれもコロナウイルス感染症による利用自粛などが大きく影響したものと考えられます。

2ページ目を御覧ください。5の収入・支出の推移でございますが、令和3年度の実績全体で、収入は利用料金収入と委託料を合わせ9,929万1,000円、支出は1億5

99万1,000円で、差引きが670万円のマイナスとなりました。マイナスの主な要因としまして、げんき館ペトトルの利用料金収入が協定額より322万の減となったこと、リサイクルプラザの光熱水費が協定額より353万円の増となったこととなります。なお、不足する管理費用については、指定管理者と協議を行った上、補填は行わないことで合意しております。

なお、光熱水費については、今後の社会情勢等の影響から電気料単価などが上昇することが見込まれることから、令和4年度より指定管理者の管理費用から光熱水費を除き、広域連合が直接支払っております。

続きまして、6の評価の視点でございます。1の施設運営、2の自主事業、3の施設管理、4の歳入歳出の各項目について、複数の視点をSは優良、Aは良好、Bは課題ありの3段階で採点することとしております。なお、今回は1の施設運営の（7）利用実績、2、自主事業の3項目、4、歳入歳出の（3）利用料金の収入実績の評価項目につきましては、コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、適切な評価ができないものと判断し、評価を中止しております。評価を中止したものを除き、各項目とも3段階の真ん中、Aと評価しております。

この採点に基づきまして、3ページ目の7の評価でございますが、頭書きの括弧内の判定基準から1の施設運営、3の施設管理、4の歳入歳出ともA評価となっております。

最後に、その他ですが、施設のコロナウイルスの感染症対策として、新北海道スタイルに準じた形で、スタッフや利用者のマスク着用、手指先の消毒や手洗いの徹底、施設内の定期的な換気や設備等のアルコール消毒は十分に行われていましたが、利用者は前年よりもさらに減となりました。引き続き利用者が安心して施設を利用できるよう感染対策を徹底した上で、施設の目的に沿った魅力ある自主事業などの充実を図り、利用者拡大に努めてまいりたいと思います。

説明は以上でございます。

○松下総務課主幹 それでは次に、新中間処理施設建設工事に係るインプレスライドの適用について御報告いたします。

委員会報告事項資料3を御覧ください。まず、1の経緯でございますが、令和4年6月22日付で日鉄エンジ・大成・藤川・東海・須藤特定建設工事共同企業体、以下JVとさせていただきます、から新中間処理施設建設工事の請負契約書第26条の適用の請求が提出されました。第26条の適用条項は、下の四角枠に抜粋してございます。この請求を受けまして、令和4年6月28日付でスライド基準日などについてJV宛てに通知したところでございます。

次に、2の現在の状況でございますが、先ほどの通知により令和4年6月28日をスライド基準日に設定したところでございます。現在JVにて既済工事、工事が終わった部分と残工事に区分してスライド額の積算作業を行っています。また、交付金要望額の変更につきましても並行して積算作業中でございます。

次に、3の今後の予定でございますが、まず令和4年度の予定といたしまして、JV側で概算スライド額の算出を11月末までに行い、それを受けまして地域計画の改定を行います。また、この概算スライド額につきましては、令和5年第1回定例会時の総務常任委員会にて報告予定でございます。

次に、令和5年度の予定といたしまして、令和6年度分の交付金要望額調査にスライド額を反映させるとともに、第2回定例会時の総務常任委員会でスライド額を報告し、令和6年第1回定例会で所要額を予算計上する予定でございます。

次に、令和6年度の予定といたしましては、5月末までにスライド額を踏まえた変更契約の仮契約を行い、第2回定例会にて変更契約の議決をいただく予定でございます。工事竣工後に残額支払いと合わせてスライド額分に関しましては支払う予定でございます。

説明は以上でございます。

○早川委員長 質疑を行います。質疑はありますか。

○常磐井委員 それでは、私から2点の問題について質問したいというふうに思うのですが、まず最初に西胆振環境株式会社の事業報告について伺いたいと思うのですが、ただいま概要が説明あったわけなのですが、その中で運転経費についてなのですが、ただいまの説明で3,182万4,000円増、前年比で17.3%の増ということで2億1,528万9,000円ということなのですが、この原因は主に灯油の単価増ということなのだというふうに思うのですが、実際に把握している単価と使用量についてどのようになっているのか、この点について伺います。

○鈴木総務課長 初めに、灯油単価についてでございますが、令和3年度の1リットル当たりの年間平均単価は74.6円でございます。令和2年度の年間平均単価は49.8円でございますことから、1リットル当たり24.8円の単価増となっております。使用量につきましては、806キロリットルでございます。

以上でございます。

○常磐井委員 灯油単価について前年比較で1リットル当たり約25円程度値上がりしているということなのですが、全体で約75円、年間で約800キロリットル使用したので単価増分で約2,000万の前年比増ということなのだというふうに思うのですが、当然灯油の使用量というのはメルトタワー21に搬入されるごみの搬入量にも関係するかというふうに思うのですが、メルトタワー21での令和2年度と3年度ごみの搬入量について伺いたいというふうに思います。

○鈴木総務課長 メルトタワー21への搬入量についてでございます。令和2年度は約4万5,062トン、令和3年度は約4万4,322トンとなっております。

以上でございます。

○常磐井委員 西胆振地域でのごみ量については年々減少しているということなのだというふうに思うのですが、2年度と3年度の比較でもごみ量は約740トン減少しているわけなのですが、灯油使用量は逆に46キロリットル増加しているというふう

に思うのですけれども、この原因についてどのように考えているのか伺います。

○鈴木総務課長 灯油の使用量の増加理由についてでございます。ここ数年の灯油使用量の実績は、平成29年度は730キロリットル、平成30年度は908キロリットル、令和元年度につきましては666キロリットルでありましたことから、ごみ量の減少イコール灯油使用量の減少ということではなく、ごみの焼却時の運転設備の熱効率やごみ質のカロリー変化などによって、その時々複合的な要因が絡み合って生じたものと考えてございます。

以上でございます。

○常磐井委員 灯油使用量の増減については、ごみの搬入量には関係していないのだということでもあります。焼却時の運転設備の熱効率、あるいはごみ質のカロリー変化などが複合的な要因が絡み合って生じているということなのですから、つまり運転設備の熱効率等が要因の一つだということだというふうに思うのですけれども、焼却に必要な熱量が確保できずに、追いきをせざるを得なかったということだというふうに思うのですけれども、その要因として考えられるのは水分等を多く含んだ生ごみ等が廃棄物の多くを占めている、この点にあるのではないかというふうに思うのですけれども、この点について伺います。

○鈴木総務課長 メルトタワー21で処理を行っている生ごみ等の占める割合についてでございます。毎月実施しておりますごみ質分析結果によりますと、令和3年度につきましてはごみの成分のうち水分は年間で約40%、水分が多く含まれる厨芥類のごみに占める割合は年間平均値で約24%となっております。ごみ量、水分量の割合から熱効率の低下の要因の一つと考えられるところでございます。

以上でございます。

○常磐井委員 今答弁にあったように、年間平均で約40%、水分が多く含まれる厨芥類については平均値で24%、いかに水分を多く含んだ廃棄物を除去するかということが熱効率を上げていく上では必要な施策だというふうに思うのですけれども、そこで先ほど本会議の中で施設火災について発生件数や要因などの答弁があったわけなのですから、ごみの量、質、あるいは危険物の搬入などは当然構成市町の廃棄物に対する取組の濃淡と住民の意識が反映されるというふうに考えるわけなのですから、こういった水分の多い廃棄物、あるいは危険物などのそれぞれの構成市町の廃棄物行政に対して、廃棄物処理をつかさどる広域連合としてどのように構成市町に対して改善を求めていくのかということが私は必要だというふうに思うのですけれども、この点についてどのように考えているかお伺いいたします。

○鈴木総務課長 関係市町への広域連合の廃棄物処理に係る考えの反映ということについては、メルトタワー21への搬入ごみの基準等につきましては、関係市町間で同一基準の考えの下、搬入されていると認識してございます。ただ、西胆振環境株式会社から、運営管理を行っている委託会社であります。ここから定期的に設備の故障につながるも



のや火災の原因となる可能性のあるものなどの混入につきまして報告をいただいておりますことから、引き続き関係市町との各種会議を通しまして、各市町の住民の方々に対する適正なごみの分別について継続的に周知徹底を図っていただけるよう努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○常磐井委員 先ほど本会議でも答弁あったように、不燃ピットでの火災によって最終処分場に廃棄物を仮置きして、それを新たに修繕後焼却施設に運ぶ、新たな運営費として二百何十万かかっているのです。ということは、そういったことのこの経費というのは、全て構成市町の負担になっているわけです。ですから、いかにして住民の分別、リサイクル意識を高め、そしてなおかつごみの量、ごみの質を含めて廃棄物行政をきちんとやらせようかということというのは喫緊の課題だというふうに思うのです。ですから、できる限り広域連合としても構成市町に対してそういった危険物の混入、あるいは水分を多く含んだ廃棄物の搬入を抑制する、あるいは量は抑制すると、そういった方向で進めていただきたいというふうに思います。

次に、中間処理施設建設工事に係るインフレスライドの適用についてなのですが、基本的にこの経緯としてJVから請負工事契約書の第26条の適用の請求が提出されたということなのですが、賃金、物価の価格上昇による請負代金金額の請求ということなのですが、インフレスライドの目的と、また基準日の考え方についてどのように私たちは受け止めればいいのか、この点について伺いたいというふうに思います。

○松下総務課主幹 インフレスライドの目的と基準日についてでございます。インフレスライドの目的は、国内において急激なインフレが起きて、契約金額が著しく不相当となったときに契約金額の変更を請求できる制度でございます。

また、インフレスライドの基準日とは、スライド額の算定の基準となる日付のことでございます。基準日以前に完了した工事はスライドの対象外となります。また、スライド額の算定基準となる公共単価なども基準日における最新単価が適用となることとなっております。

以上でございます。

○常磐井委員 大体概要は分かったのですが、基準日における最新単価が適用になるということなのですが、現時点での概算のスライド額、当然建築資材や人件費単価はどんどんどんどん高騰しているわけなのですが、現時点での概算のスライド額はどれくらいとなるというふうに西いぶりでは考えているのか、この点について伺いたい。

○松下総務課主幹 現時点での概算のスライド額ということですが、あくまでもJV側の試算でございますけれども、税込みで約15億円という金額が示されてございます。

なお、先ほども御説明申し上げましたが、具体的なスライド額に関しましては現在イン

フレスライドの基準日を受けてJ Vで積算中でございます。

以上でございます。

○常磐井委員 J Vで試算した税込みで約15億の額というのは、いわゆる6月28日時点での試算額というふうに理解してよろしいのですか。

○松下総務課主幹 基準日を設定する前に出されているものなので、こちらの15億に關しましては基準日を適用したものではないと認識してございます。あくまでも試算ですので、そこまで細かいところまで試算しているということではないかと理解してございます。

以上でございます。

○常磐井委員 何かよく分かったような、分からないような。

それで、具体的なスライド額については、先ほど説明の中でも積算中ということなのですけれども、J V側から提示されたスライド額の精査は、どのような形で誰が行うのか、この点について伺いたいと思います。

○松下総務課主幹 すみません。先ほどの補足になりますが、15億円という金額はスライド基準日を設けて、先ほど申し上げた既に終わった工事に関してはスライドの対象外となります。その対象外の分の精査が終わっていないので、試算という形でお話をさせていただいたところでございます。

具体的なスライド額の積算の精査ですけれども、スライド額の積算につきましては平成26年1月に国土交通省大臣官房営繕部から示されていますインフレスライド運用マニュアルを適用することとなるため、まずはマニュアルに従って積算されているかどうかの確認をします。次に、採用されている単価と数量につきまして建設コンサルタントの協力をいただきながら、適切なスライド額となっているかを精査いたします。

以上でございます。

○常磐井委員 いずれにしろ今後の予定表の中で示されている形になるかというふうに思うのですけれども、このインフレスライドの適用によって工事費単価が大幅に増加することはそれぞれの構成市町の新たな負担増ということになるわけですから、ぜひこの点は抑えていただけるようお願いして、私の質問を終わります。

○早川委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○早川委員長 以上で質疑を終了いたします。

これをもって総務常任委員会を散会いたします。

---

午後 3時09分 散会

西いぶり広域連合議会委員会条例第26条第1項の規定により署名する。

総務常任委員会 委員長